

	12/17	12/20	
	小方	村田	

【別添1】

国官会第1730号
国地契第39号
国総建第212号
国総建整第207号
平成22年12月14日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長

国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところであるが、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業の資金調達の円滑化に係る支援を強化することとされたところである。

これを受け、本制度を1年間延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。

なお、本制度については、従来公共工事に係る工事請負代金債権をその対象としてきたところであるが、建設業の資金調達の円滑化を一層推進するため、社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を対象として追加することとし、別添のとおり、財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

記中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

記6中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

附則中「平成23年」を「平成24年」に改める。

附 則

- 1 この通達は、平成22年12月22日から適用する。
- 2 「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）の一部を次のように改正する。

記中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

記5中「民法上の公益法人」を「特例民法法人」に改める。

(別 紙)

大臣官房会計課長	大臣官房官庁営繕部長
自動車交通局長	港湾局長
航空局長	
海上保安庁次長	気象庁総務部長
運輸安全委員会事務局長	海難審判所長
国土技術政策総合研究所副所長	
沖縄総合事務局総務部長	北海道運輸局長
東北運輸局長	北陸信越運輸局長
関東運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	神戸運輸監理部長
中国運輸局長	四国運輸局長
九州運輸局長	
北海道開発局長	
東北地方整備局長	東北地方整備局副局長
関東地方整備局長	関東地方整備局副局長
北陸地方整備局長	北陸地方整備局次長
中部地方整備局長	中部地方整備局副局長
近畿地方整備局長	近畿地方整備局副局長
中国地方整備局長	中国地方整備局副局長
四国地方整備局長	四国地方整備局次長
九州地方整備局長	九州地方整備局副局長
東京航空局長	大阪航空局長
海上保安大学校長	海上保安学校長
第一管区海上保安本部長	第二管区海上保安本部長
第三管区海上保安本部長	第四管区海上保安本部長
第五管区海上保安本部長	第六管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長	第八管区海上保安本部長
第九管区海上保安本部長	第十管区海上保安本部長
第十一管区海上保安本部長	気象研究所長
気象衛星センター所長	札幌管区気象台長
仙台管区気象台長	東京管区気象台長
大阪管区気象台長	福岡管区気象台長
沖縄気象台長	

○「地域建設業経営強化融資制度について」の一部改正新旧対照表

○「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）

	改 正 案	現 行 記 記
1 本制度の概要	<p>本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が150人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）の承諾（工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）によるもの）をいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「<u>発注者の承諾</u>」をいう。）を得て記6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記6を除き、以下「受注者」という。）に対して当該工事に係る融資を行なうものであり、債権譲渡先が融資を行なうに当たって金融機関から借り入れる転貸融資金については、財団法人建設振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が乙に對して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記10に規定する保証範囲において金融保証を行うことができるものとする。</p>	<p>本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が150人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）の承諾（工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）によるもの）をいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「<u>甲の承諾</u>」をいう。）を得て記6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記6を除き、以下「乙」という。）に対して当該工事に係る融資を行なうものであり、債権譲渡先が融資を行なうに当たって金融機関から借り入れる転貸融資金については、財団法人建設振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が乙に對して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記10に規定する保証範囲において金融保証を行うことができるものとする。</p>

3 請度債権の範囲	<p>該度される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定めた出来形部分に相応する工事請負代金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約書の請求権に基づく金額を控除した場合は、本件工事請負契約書に定めた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>なお、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。</p>
4 (略)	<p>4 承諾権限</p> <p>乙が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとしている。</p>
5 承諾権限	<p>5 承諾権限</p> <p>乙が債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。又は建設業の実務に關して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。</p> <p>なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。</p>
6 債権譲渡先	<p>6 債権譲渡先</p> <p>債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。又は建設業の実務に關して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。</p> <p>なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。</p>
7 支払計画等の提出	<p>7 支払計画等の提出</p> <p>乙は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に係る借入金の支払計画等の提出</p>

該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。	8 譲渡債権が担保する範囲 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであつて、債権譲渡先又は保証事業会社が乙に對して有するその他の債権を担保するものではない。	8 譲渡債権が担保する範囲 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の乙に對する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に關して乙に對して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであつて、債権譲渡先又は保証事業会社が乙に對して有するその他の債権を担保するものではない。
9 債権譲渡承諾書交付までの日数等 (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数 発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間(末日が行政機関の休日に当たるとときは、行政機関の休日に定める法律(昭和63年法律第91号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。	9 債権譲渡承諾書交付までの日数等 (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数 甲は、(3)の場合を除き、乙から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間(末日が行政機関の休日に当たるとときは、行政機関の休日に定める法律(昭和63年法律第91号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。	9 債権譲渡承諾書交付までの日数等 (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数 甲は、(3)の場合を除き、乙から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間(末日が行政機関の休日に当たるとときは、行政機関の休日に定める法律(昭和63年法律第91号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。
9 債権譲渡承諾書交付までの日数等 (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数 発注者は、申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。	9 債権譲渡承諾書交付までの日数等 (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数 甲は、申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。	9 債権譲渡承諾書交付までの日数等 (1) 債権譲渡承諾書交付までの日数 甲は、申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。
10 保証事業会社による金融保証の保証範囲 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。	10 保証事業会社による金融保証の保証範囲 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。	10 保証事業会社による金融保証の保証範囲 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。
11 その他 (1) 本制度は健全な建設業者が適切的に活用すべきものであるので、発注者	11 その他 (1) 本制度は健全な建設業者が適切的に活用すべきものであるので、発注者	11 その他 (1) 本制度は健全な建設業者が適切的に活用すべきものであるので、発注者

<p>においては、債権譲渡を申請したことによって、受注者の経営状態が不安定であるとともに、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることがないように十分留意されたい。</p> <p>また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲度によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>においては、債権譲度を申請したことによって、乙の経営状態が不安定であるとともに、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることがないように十分留意されたい。</p> <p>また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲度によって乙の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。</p> <p>(2) (略)</p>
---	---

<p>附 則</p> <p>この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成23年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。</p>
---	---

○「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）

改 正 案	現 行
記 要	概要
1 本制度の概要 本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡について、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）が工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契登第25号）、「工事標準規格負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官厅官能部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省官能部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について）（平成9年5月5日付け建設省官能部所掌の工事に係る工事請負契約書第556号）によるものをいう。以下同じ。）第5条第1項第1項ただし書に規定する「発注者の承諾」を得て譲渡がなされた当該債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記5を除き、以下「受注者」という。）に対して融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財团法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、債権譲渡先は、融資に際し、受注者の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一受注者が倒産に至った場合には、債権譲渡先が下請負人等への支払を行う。	1 本制度の概要 本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡について、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「甲」という。）が工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契登第25号）、「工事標準規格負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官厅官能部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省官能部所掌の工事に係る工事請負契約書第556号）によるものをいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「甲の承諾」を得て譲渡がなされた当該債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記5を除き、以下「乙」という。）に対して融資を行いうものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資金を借り入れる際の債務保証を財团法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、債権譲渡先は、融資に際し、乙の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一乙が倒産に至った場合には、債権譲渡先が乙に代わって下請負人等への支払を行う。
2 債権譲渡の対象工事 本制度は、以下を除く工事を対象とする。 (1) (2) (略) (3) 発注者が債務的保証を必要とする工事 (4) (略)	2 債権譲渡の対象工事 本制度は、以下を除く工事を対象とする。 (1) (2) (略) (3) 甲が債務的保証を必要とする工事 (4) (略)

(5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾
に不適当な事由がある工事

(5) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不
適当な事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分に相応する工事請負契約の請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する工事請負契約の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、債権譲渡先と乙の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には乙が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通 知しなければならない旨を定めることとする。

4 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する受注者の承諾を得るものとしている。

5 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に關して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。
なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

6 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

(1) 融資時の債権譲渡先への受注者の支払計画等の提出
乙は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請
受注者は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請

(5) 乙が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する甲の承諾を得るものとしている。

5 債権譲渡先
債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に關して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。
なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

6 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

(1) 融資時の債権譲渡先への受注者の支払計画等の提出
乙は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請

時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。

(2) 受注者倒産時の下請保護方策

発注者は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において、原則として、以下の①又は②のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び債権譲渡先が責任を持つて行うこととし、発注者は関与しないものとする。

① 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなつた場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、受注者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において定められること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、受注者と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、甲は関与しないものとする。

② 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなつた場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、残余の部分を受注者に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において定められること。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、受注者の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等に支払うこととしつき債権者間の合意が整つたときは、当該合意に従つて支払を行うことと定めた旨も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図ることとしているので念のため申し添える。

での下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。

(2) 乙倒産時の下請保護方策

甲は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、乙と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において、原則として、以下の①又は②のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

なお、乙の倒産時等の下請保護に関しては、乙及び債権譲渡先が責任を持つて行うこととし、甲は関与しないものとする。

① 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなつた場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、乙に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、乙と債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、乙と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、甲は関与しないものとする。

② 乙が倒産により下請負人等への支払ができなくなつた場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額からへの貸付金を精算の上、残余の部分を乙に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、乙と債権譲渡契約において定められていること。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と乙との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が甲から受け取る当該工事請負代金額から乙への貸付金を精算の上、乙の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が乙に代わって下請負人等に支払うこととしつき債権者間の合意が整つたときは、当該合意に従つて支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るために念のため申し添える。

本制度に係る譲渡債権は、債権譲度先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び受注者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであつて、債権譲度先が工事に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

本制度に係る譲渡債権は、債権譲度先の工事に対する当該工事に係る貸付金及び倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであつて、債権譲度先が工事に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

8 債権譲度承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲度承諾書交付までの日数

受注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲度の承諾の申請書類を受理した日より1週間(末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに乙に債務譲度承諾書を交付できない場合には、受注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

受注者は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、受注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

8 債権譲度承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲度承諾書交付までの日数

甲は、(3)の場合を除き、乙から債権譲度の承諾の申請書類を受理した日より1週間(末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第91号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに乙に債務譲度承諾書を交付できない場合には、甲は、その旨を速やかに連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

甲は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、甲は承諾を行わない旨を速やかに乙に連絡するものとする。

9 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、甲においては、債権譲度を申請したことでもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなしこれ以上、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることがないように十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) (略)

9 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、甲においては、債権譲度を申請したことでもって、乙の経営状態が不安定であるとみなしこれ以上、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることがないように十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって乙の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) (略)

(改正後の通達全文)

国官会第1254号
国地契第33号
国総建第196号
国総建整第153号
平成20年10月17日

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長

国土交通省建設流通政策審議官

地域建設業経営強化融資制度について

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うこととする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間実施することとした。本制度の運用に当たっては、下記によることとしたので、留意されたい。

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）が、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）の承諾（工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）によるものをいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「発注者の承諾」をいう。）を得て記6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）に譲渡した工事請負代金債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記6を除き、以下「受注者」という。）に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が受注者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記10に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ① 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ③ その他別に定める工事
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項（第98条で準用する場合を含む。）の調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある工事

3 謾渡債権の範囲

謕渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高(記2(2)①にあっては、最終年度の工事に係る出来高)が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとしている。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財團法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

7 支払計画等の提出

受注者は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写し

を受けて確認することとしている。

8 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して受注者に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が受注者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

9 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

10 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

11 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれか

を選択して利用できるものとする。

附 則

この通達は、平成20年11月4日から適用することとし、平成24年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(改正後の通達全文)

平成14年12月18日

国官会第1811号

国地契第59号

国総振第140号

別 紙 あて

国土交通省大臣官房長

総合政策局長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

従来、国土交通省においては、100億円（うち国庫補助分50億円）の基金を財団法人建設業振興基金に設け、最大4,000億円程度の債務保証等の事業の利用促進を図ってきたところである。これは、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、一定の下請保護方策を講ずることを前提として、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）を一定の債権譲渡先に譲渡することを認め、これを担保とすることにより当該債権譲渡先が当該建設業者に対して行う転貸融資について財団法人建設業振興基金が債務保証を行う事業（下請セーフティネット債務保証事業）である。

しかしながら、建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者の資金繰り悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、今後本制度の運用に当たっては下記によることとしたので、留意されたい。

なお、「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度」（平成11年1月28日付け建設省厚契第8号、建設省経振第6号）及び「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年2月22日付け官会第248号）は廃止する。

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記5に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡について、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「発注者」という。）が工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）、「工事標準請負契約書について（依命通達）」（平成8年3月1日付け官会第261号）、「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）又は「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）によるものをいう。以下同じ。）第5条第1項ただし書に規定する「発注者の承諾」を得て譲渡がなされた当該債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者（記5を除き、以下「受注者」という。）に対して融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を財団法人建設業振興基金が行うことができるものとする。また、債権譲渡先は、融資に際し、受注者の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一受注者が倒産に至った場合には、債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等への支払を行う。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう（以下同じ）。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ その他受注者が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

- (1) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事又は他省庁等からの支出委任工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
 - ① 国庫債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ② 財務大臣の承認を経て前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事
- (4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項（第98条で準用する場合を含む。）の調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な

事由がある工事

3 諾渡債権の範囲

諾渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、債権譲渡先と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 承諾権限

受注者が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとしている。

5 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

6 債権譲渡を認めるに当たり必要とされる下請保護方策

（1）融資時の債権譲渡先への受注者の支払計画等の提出

受注者は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。

（2）受注者倒産時の下請保護方策

発注者は、債権譲渡の承諾を行うに当たり、受注者と債権譲渡先との間の債権譲渡

契約において、原則として、以下の①又は②のいずれかの措置が講じられていることを確認するものとする。

なお、受注者の倒産時等の下請保護に関しては、受注者及び債権譲渡先が責任を持つて行うこととし、発注者は関与しないものとする。

① 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、受注者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において定められていること。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、受注者と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、発注者は関与しないものとする。

② 受注者が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、残余の部分を受注者に代わって下請負人等に支払う旨の特約が、受注者と債権譲渡先の間の債権譲渡契約において定められていること。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、かつ、債権譲渡先と受注者との間の債権譲渡契約において、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から受注者への貸付金を精算の上、受注者の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が受注者に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うこととする旨が定められている方式も認めることとする。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るようにすることとしているので念のため申し添える。

7 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該工事に係る貸付金及び受注者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が受注者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

8 債権譲渡承諾書交付までの日数等

(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数

発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日より1週間（末日が行政機関の休日に当たるときは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。）以内に承諾するものとする。

(2) 交付期限までに交付できない場合の措置

(1)にかかわらず、やむを得ない事情で、交付期限までに受注者に対し債権譲渡承諾書を交付できない場合には、発注者は、その旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

(3) 承諾を行わない場合の取扱い

発注者は、申請に係る工事が記2に規定する対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾を行わないものとする。この場合においては、発注者は承諾を行わない旨を速やかに受注者に連絡するものとする。

9 その他

(1) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、受注者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意されたい。

また、当然のことであるが、本制度に係る債権譲渡によって受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではないことを申し添える。

(2) 本制度に係る融資及び「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。

附 則

この通達は、平成14年12月18日から適用する。